

平成25年6月21日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 湊 泰孝

馬場 隆

中村 正孝

藤本 弘

石野 善司

西村 克己

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 議第1号議案

### 亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

### 亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「(政務活動費)」に改め、同条第1項中、「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査及び研究」を「調査研究その他の活動」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年亀岡市条例第2号）に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。